基礎教育保障学研究（The Journal of the JASBEL）投稿規程

＜投稿者要件＞

１．投稿者は、本学会の会員であること（当該年度を含めて、会費完納者に限る）。会費完納でない場合は、投稿資格を有しない。ただし、編集委員会が依頼する場合は、この限りではない。

＜原稿種別＞

２．本学会誌の原稿種別は、学術論文（研究論文、研究ノート）、報告、評論、書評、資料、その他とする。ただし、書評については、編集委員会が指定した書籍等を対象とし、評者は編集委員会において選定する。

３．学術論文（研究論文、研究ノート）は査読の対象とし、報告、評論、資料は査読の対象としない。その他として投稿されたものについての査読の有無は、編集委員会が適宜判断する。また、投稿にあたっては「原稿送り状」に原稿種別を明記すること。

４．各原稿種別の内容は以下の通りとする。

（１）研究論文は、学問上の問題を特定・明示すること、問題に対する結論として自己の主張を明確にすること、結論を支える十分な論拠を示すこと、記述の全体を論理的に構成することなど、学術的な論文に要求される一般的な性質をみたさなければならない。そのうえで、テーマの広狭を問わず、独創性のある、理論的または実証的な研究を記述したものとする。これには、たとえば以下のようなものが含まれうる。ただし、これはあくまで例示であり、これらに限らない。

・教育実践を研究し記述したもの

・教材、教具、教育システム等を研究し記述したもの

・一定の分野に関する政策、研究、実践、新思潮などを系統的に概観し、課題整理や評価をするなどして、その分野に関する一定の展望を記述したもの

（２）研究ノートは、学術的な論文に要求される一般的な性質をみたしたうえで、新しい事実の発見、萌芽的研究課題の提起、少数事例の提示など、将来の研究の基礎として、または中間報告として、優れた研究につながる可能性のある内容が明確に記述されているものとする。

（３）報告は、教育実践、国内外の動向、施策の状況などを論じたものとする。

（４）評論は、基礎教育保障の研究や教育実践を批評し論じたものとする。

（５）書評は、基礎教育保障に関する文献を批評し紹介したものとする。

（６）資料は、基礎教育保障に関する情報提供とする。

（７）編集委員会は上記以外の種別を適宜設けることができる。

＜原稿要件＞

５．投稿原稿は、基礎教育保障学の研究や教育実践に貢献するものであり、他の学術雑誌、紀要、書籍等に未発表のものとし、他雑誌に投稿中ないし掲載予定の原稿は受け付けない。ただし、口頭発表やその配付資料、発表要旨集、未公開の博士論文等はこの限りではない。

６．既発表論文と極めて類似した内容の原稿については、二重投稿に該当せず、オリジナルな原稿として受理できるかどうかを判断するため、投稿論文と密接に関連する既発表論文（著者自身によるもの）の抜刷（または電子ファイ

ル）を投稿時に参考資料としてあわせて提出すること。また、投稿後に、編集委員会より追加での参考資料提出を求める場合がある。

＜査読・閲読＞

７．学術論文は、複数の査読者による査読を経て、編集委員会が採否を決定する。なお、編集委員会は査読の結果を踏まえ、採否の前提として種別変更を求めることがある。

８．学術論文以外の原稿は、編集委員会が閲読を行い、その採否を決定する。

９．編集委員会から原稿を依頼した場合も、原稿の種別に応じて、上記７または８と同じ取り扱いをする。

＜文字数＞

１０．投稿原稿の分量は、学術論文（研究論文・研究ノート）は 16 ページ（23,040 字）以内、報告・評論・書評・資料等は８ページ以内（11,520 字）とする。１ページの文字設定を「40 字×36 行の 1 段組」（1,440 字）とする。（いずれも厳守）

＜執筆上の留意点＞

１１．原稿執筆については、別に定める原稿執筆要項に従う。

１２．著者校正は初校のみとし、再校以降は編集委員会の責任において行う。なお、著者校正の際に、内容に影響を及ぼす修正や加筆は認めず、誤植の訂正に限る。

１３．投稿された原稿は、原則として返却しない。

１４．本投稿規程を遵守しない投稿、又は、本投稿規程への同意を得られない投稿については、掲載手続きを行わない。

１５．学術論文として投稿する場合は、査読に公平を期するため、投稿時の原稿（査読用原稿）には、著者や所属機関等、個人を特定しうる表現を記載しないこと。例えば、「拙稿」「拙著」等の自己言及、謝辞、研究助成に関する記載（科研費番号等）は記載しないものとする。なお、論文掲載決定後に、個人を特定しうる表現や研究助成に関する記載（科研費番号等）など必要な事項を追記することは認められる。

１６．英文要旨については、編集委員会の責任において校閲を行う。

１７．編集上必要があると認めた場合、編集委員会は著者に対して修正を求めることができる。

＜別冊＞

１８．本誌の別冊については、本投稿規程に原則として従う。ただし、別冊の内容・構成等に応じて、別途基準を設ける場合がある。

＜著作権＞

１９．本誌に掲載された論文等の著作権は、本学会に帰属する。また、著作者自身が、自己の著作物を利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。採択された論文等は科学技術振興機構が運営する J-STAGE にて公開される。

2017 年 2 月 19 日　理事会にて承認

附則　この改訂は、2018 年 9 月 2 日より適用する（第 3 号）。

附則　この改訂は、2021 年 9 月 19 日より適用する（第 6 号）。

附則　この改訂は、2026 年 10 月 23 日より適用する（第 11 号）。

以上